

令和七年六月度 御報恩御講拝読御書

四条金吾殿御返事

建治三年四月

五十六歳

賢人^{けんじん}は八風^{はっふう}と申^{もう}して八つ^やのかぜにをかされぬを賢人^{けんじん}と申^{もう}すな

り。利^{うるおい}・衰^{おとろえ}・毀^{やぶれ}・誉^{ほまれ}・称^{たたえ}・譏^{そしり}・苦^{くるしみ}・楽^{たのしみ}なり。を心^{むね}に

は利^{うるおい}あるによろこばず、をとろうるになげかず等^{とう}の事^{こと}なり。此^こ

の八風^{はっふう}にをかされぬ人^{ひと}をば必ず天^{てん}はまばらせ給^{たま}ふなり。

令和七年六月度 御報恩御講 『四条金吾殿御返事』 (御書一一一七六一二行目～一四行目)

【通釈】

賢人とは八風といって八つの風におかされない人という。(その八風とは)利、衰、毀、誉、称、譏、苦、楽のことである。この主旨は、利があるときも喜ばない、また衰えたとしても嘆かない等のことをいう。この八風におかされない人を必ず諸天は守ってくださるのである。

【主な語句の解説】

賢人：一般的には、賢明な人、知恵や行いが優れている人、また聖人に次ぐ徳のある人を指すが、ここでは強盛に信行を貫く者、八風におかされない者のこと。

八風：『仏地経論』等に説かれ、仏道修行者の心を動揺させ、修行を妨げる八種の風をいい、八法とも称する。

利・衰・毀・誉・称・譏・苦・楽：「利」は利益(りえき)、「衰」は衰え、「毀」は陰でそしられること、「誉」は陰で誉め称えられること、「称」は面前で称賛されること、「譏」は目の前でそしられること、「苦」は苦悩、「楽」は楽しみ。

【背景と大意】

本抄は建治三(一二七七)年四月、日蓮大聖人御年五十六歳の時、四条金吾頼基から届けられた御供養と手紙に対して、身延の地より送られた返書です。内容から「八風抄」の異称があります。

金吾は、極楽寺良観の熱心な信徒である名越北条家一門、江間氏の家臣でしたが、建長八(一二五六)年頃、大聖人に帰依しました。文永十一(一二七四)年、大聖人の佐渡配流が赦免となるや、金吾はいよいよ決意を固め、主君への折伏を敢行しました。それによって主君の不興を招き、同僚達も讒言を加え始めました。苦況は長く続き、建治二年九月には主君から減俸左遷となる越後への領地替えを命じられました。大聖人の教導に従ってこれを拒否しましたが、遂には所領没収の声が上がり、窮地に追い込まれた金吾は、訴訟を起こす旨を大聖人に報告したのです。

内容は、まず金吾の信行増進のために御本尊を下付する旨を述べられ、一連の処置は主君の本意ではなく、同僚の嫉妬による讒言が原因であるから、主君から受けた大恩を忘れ、軽々に訴訟などの暴挙に出るべきではないと金吾を誡められます。

次いで、本日拝読の箇所では、賢人こそ、諸天の加護を得る旨を示されています。

また、師と弟子とが心を合わせて祈念していくことの大事と、邪法・悪法による祈りは決して叶わないことを教示されるとともに再度、訴訟を起こさず、主君を恨むことなく仕えるよう念を押されています。